

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

59

目 次

告 示

○令和7年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録（二十三件）………（主税局千代田都税事務所固定資産税課・中央都税事務所固定資産税課・港都税事務所固定資産税課・新宿都税事務所固定資産税課・文京都税事務所固定資産税課・台東都税事務所固定資産課・墨田都税事務所固定資産税課・品川都税事務所固定資産税課・目黒都税事務所固定資産税課・大田都税事務所固定資産税課・世田谷都税事務所固定資産税課・渋谷都税事務所固定資産税課・杉並都税事務所固定資産税課・北都税事務所固定資産税課・荒川都税事務所固定資産税課・板橋都税事務所固定資産税課・練馬都税事務所固定資産税課・足立都税事務所固定資産税課・葛飾都税事務所固定資産税課・江戸川都税事務所固定資産税課）………一

告 示

●東京都告示第四百八十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により告示する。

した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により告示する。

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都千代田都税事務所長

井 上 均

令和七年四月一日

東京都新宿都税事務所長

北 村 周 一

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都文京都都税事務所長

倉 木 淑 子

令和七年四月一日

●東京都告示第四百八十二号
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日
東京都中央都税事務所長
成瀬貴子

成 濑 貴 子

東京都文京都都税事務所長

令和七年四月一日

●東京都告示第四百八十五号
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第四百八十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日
東京都文京都都税事務所長
成 濑 貴 子

令和七年四月一日

●東京都告示第四百八十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都港都税事務所長

星 野 義 孝

●東京都告示第四百八十四号
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付で決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条の規定により告示する。

東京都台東都税事務所長

米 今 俊 信

●東京都告示第四百八十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都墨田都税事務所長

川 篤 守

●東京都告示第四百八十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都目黒都税事務所長

波 田 健 二

●東京都告示第四百九十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産課税台帳に登録したので、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都江東都税事務所長

原 島 幸 男

●東京都告示第四百八十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産課税台帳に登録したので、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

第一項の規定により告示する。

東京都品川都税事務所長
藤 浩 之

令和七年四月一日

東京都世田谷都税事務所長
三 浦 仁

条第二項の規定により告示する。

●東京都告示第四百九十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都目黒都税事務所長

波 田 健 二

●東京都告示第四百九十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都渋谷都税事務所長

波 田 健 二

●東京都告示第四百九十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産課税台帳に登録したので、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都大田都税事務所長

岡 本 晃 治

●東京都告示第四百九十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都渋谷都税事務所長

福 留 敬 一

●東京都告示第四百九十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産課税台帳に登録したので、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

第一項の規定により告示する。

●東京都告示第四百九十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条

第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定した令和七年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都中野都税事務所長

波 田 健 二

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都杉並都税事務所長

小高都子

●東京都告示第四百九十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

●東京都告示第四百九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

●東京都告示第五百一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

●東京都告示第四百九十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

●東京都告示第五百号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都北都税事務所長

中満正志

●東京都告示第四百九十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都荒川都税事務所長

小野隆

●東京都告示第四百九十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第五百一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第五百二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

●東京都告示第五百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

●東京都告示第五百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第五百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都練馬都税事務所長

高野豪

中満正志

●東京都告示第五百一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都足立都税事務所長

本多由紀子

●東京都告示第五百二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第五百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第五百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

●東京都告示第五百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都葛飾都税事務所長

井上卓

●東京都告示第五百三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき令和七年三月三十一日付けで決定

した令和7年度の固定資産の価格等を、同法第四百十一条

第一項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

条第二項の規定により告示する。

令和七年四月一日

東京都江戸川都税事務所長

佐野宏子

発行
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価
一本号
(郵送料を含む。) 三〇円
印刷所
電話 ○三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号 101-0051